

- 鳥獣保護管理法第38条第1項において、夜間銃猟は禁止している。(参考1)
- 鳥獣保護管理法第38条検討会(第1回、第2回)において、検討委員等より夜間銃猟に関して発言があった。(参考2)
- 警察官職務執行法第4条の命令による夜間銃猟が検討された事例や夜間銃猟が行われた事例がある。(参考3)
- なお、現行においても、指定管理鳥獣捕獲等事業では一定の技能要件を有する者が山野等において夜間銃猟を行うことが可能。(参考1)

(参考 1) 関係条文等抜粋

●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14律第88（抄）

(認定の実施)

第十八条の五 都道府県知事は、第十八条の三第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準（当該申請に係る鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあつては、第二号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるときでなければ、第十八条の二の認定をしてはならない。

一 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。

三～五 （略）

2 （略）

(銃猟の制限)

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2～3 （略）

●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）（抄）

(夜間銃猟をする際の安全管理体制に係る認定基準等)

第十九条の五 法第十八条の五第一項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を有すること。

イ 前条第一項第一号ハからホまでに掲げる事項

ロ 夜間銃猟をする際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）

ハ 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項（前条第一項第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項及び夜間銃猟をする際の銃器の使用に関する事項を含む。）

ニ 夜間銃猟をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法

ホ その他必要な事項

二 捕獲従事者（夜間銃猟に従事する者に限る。第三号において同じ。）の夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能が、環境大臣が告示で定める要件を満たすこと。

三 事業管理責任者及び捕獲従事者が、夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了していること。

2 夜間銃猟に携わる事業従事者（前項第三号に該当する者を除く。）は、前項第三号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

●夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件（環境省告示第86号）（抄）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第十九条の五第一項第二号の環境大臣が告示で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。

イ 標的の中心から二・五センチメートル

ロ 標的の中心から五・〇センチメートル

二 申請前三年間に、継続して、第一種銃猟免許を受け、かつ、装薬銃を所持しているとともに、申請前三年以内に、装薬銃を使用して自ら指定管理鳥獣の捕獲等をした実績を有し、当該捕獲等が十分かつ適切なものであること。

三 危険な状況においては発射しない判断力及び自制心を備える等、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有すること。

## （参考２）有識者検討会における夜間銃猟に関する委員のコメント

鳥獣保護管理法第38条検討会において夜間銃猟について委員から次のコメントがあった。

### 〈第１回検討会〉

- ・建物内での麻醉銃猟は、照明など安全対策を考慮できれば、夜間に使用する状況も考えるべき。（武田委員）
- ・建物にクマがたてこもった時には、夜間の麻醉銃の発砲というのは、今後検討してもよい。建物でライトをつければ昼と同じ状態であり、夜間に対応できれば早期の解決を図ることができるため。（宇野委員）

### 〈第２回検討会〉

- ・鳥獣保護管理法第38条第1項の夜間銃猟について、前回の会議でも、ほかの委員の方から、光源が十分に確保できて、矢先の安全が確認できれば撃てるようにしてもよいのではないかと意見があった。日の出、日の入をまたいで対応する場合に、警察官が夜間の動静監視をすることが多いと思うので、夜間銃猟についても検討いただきたい。（警察庁）
- ・北海道羅臼町で、夜間にのみ出沒するクマに対して、発砲する方向・条件をしっかりと固めた上で、最終的には警察署長の判断で、警察官職務執行法に基づいて対応したことがある。このときは港にクマが出沒し、港内に船がないということを確認した上で海に向かって発砲した。他には、市街地近くで、早朝や夕暮れ時にクマが出沒する事態が想定される。十分に明るく、撃てる条件でも、鳥獣保護管理法の現在の規制で発砲できないということもあり得る。ただし、この場合は明るさの判断基準が大変難しい。（中略）日没前後の対応の場合、個体を半矢にした際に夜間に追跡する可能性が生じる。これは大変危険であるので、考慮が必要である。（武田委員）
- ・以前に警察官職務執行法の命令を受けたときは、夜間にかなりスポットライトで照らして発砲している。光源の量や、撃った後の逃げる方向がある程度定まっているか、逃げた先が山になっているか、などの様々な条件があったほうがよいと思う。夜間なので、発砲の音も問題になり得る。それらを整理すれば、限られた条件の下で夜間に銃猟を行うのは、建物内に限らず、あり得ると思う。（宇野委員）

### （参考３）夜間銃猟に係る事例

#### 事例１：夜間にのみ出没するクマの銃猟を検討した事例

平成30年 7 月末以降、北海道島牧郡島牧村でクマによる生活環境被害が相次いだ（漁師の作業小屋が荒らされる、生ごみが荒らされる、窓が割られるなど）

当該クマの個体は夜間にのみ出没を繰り返し、村担当者・猟友会ではこわなを設置したが、捕獲することができなかった。

警察官職務執行法第 4 条第 1 項の適用を想定し、夜間銃猟する場合の射撃場所・射撃角度等を事前に検討するも、警察官が同行しているタイミングではクマの出没はなく、銃猟を行うことができなかった。

#### 事例２：夜間にのみ出没するクマの銃猟を行った事例

令和 3 年 11 月以降、北海道目梨郡羅臼町で、夜間、魚の加工場や倉庫にヒグマが侵入し魚を食害する事件が、ヒグマが捕獲される 12 月 2 日までの間に 17 件発生した。ヒグマは夜間にのみ住居や水産加工場が点在する環境となっている人の生活圏に侵入する状況が続いていた。箱わなも設置したが、数日間にわたり捕獲には至らず、日を追うごとに危険度が増していた。そして 12 月 2 日にクマが自宅内に侵入したとの通報に基づき、町役場職員、ハンター、警察官等が現場臨場しクマを発見。鳥獣保護管理法上（夜間、住居集合地域等における銃猟の禁止）、銃猟をすることはできなかったが、警察官職務執行法第 4 条の要件を満たしたことから同条を適用し、海岸にいるヒグマに向けて内陸側から発砲して捕獲した。なお、本事例においては道路上から海岸に撃ちおろす形とし海面をバックストップと見做した。（警察官による道路（道道）封鎖や現地対応していた町職員等により住民避難を実施（半径 2 km 内）。また船舶が存在しないことを確認）

#### 事例３：商業施設内に侵入したクマの銃猟を夜間に行った事例

令和 2 年10月19日 8 時頃、石川県加賀市の商業施設のショッピングフロアに隣接する倉庫（バックヤード）にクマ（オス・成獣・推定100kg）が侵入した旨の通報があり、その後、ドローンにより捜索を行うが発見できず、クマを目視したのは20時頃となった。警察官職務執行法第 4 条第 1 項により、2 発発砲してクマを捕獲した。なお、クマの居場所付近にボイラーの配管があるため、施設管理者にボイラーの停止を求めた。また、銃撃により周りの可燃物に引火したときに備え消防車の待機を要請した。